

平成31年度
(2019年度)

事業計画

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会



1 社会福祉協議会の根拠

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。社協は、社会福祉法という法律の第 109 条に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている、公的な性格をもつ民間の団体です。

社協は県・市区町村ごとに組織されていて、長野県では県及びそれぞれの市町村ごとに社会福祉協議会が設置されています。

2 社会福祉協議会の事業推進の目的

坂城町社会福祉協議会は、昭和 58 年 11 月に社会福祉法人として設立認可されました。みなさんが住み慣れた地域で幸せに生活できるよう、地域のみなさんと共に様々な社会福祉活動に取り組んでいる民間の福祉団体です。

地域のみなさんが抱えている様々な生活上の課題（ニーズ）を、住民のみなさんをはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、福祉・保健・医療・教育などに関係する方々・団体や町とともに考え、話し合い、協力しながら解決を図り、「福祉のまちづくり」を進めることを目的としています。

社協の運営は、原則として、地域住民のみなさん、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特徴としています。民間組織としての「自主性」、広く住民のみなさんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という、二つの側面を合わせ持っています。

3 今年度の方針

【理 念】 みんなが自分らしく安心して笑顔で暮らせる地域づくり

国のニッポン一億総活躍プランにおいて「地域共生社会の実現」が掲げられ、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを呼び掛けています。これは多様化する生活様式や少子高齢化などに伴う地域課題解決に向けて住民同士で支えあう暮らしの必要性を再認識しようとするもので、全国各地で実践が始まっています。

本会も以前より地域福祉を推進する中核的団体として、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを使命に、長年にわたって住民主体を旨とし個々人の福祉ニーズおよび地域の生活課題解決のため、住民の自主的な活動への参加を進めてまいりました。しかし、住民が地域課題解決に向けて主体的に取り組むためには、専門的視点でアドバイスできるコーディネーターの存在と役割がこれまで以上に重要となります。

この一環として、昨年度から受託した生活支援体制整備事業において『生活支援コーディネーター』の配置を行い、町包括支援センターと協働のもと地域住民が主体となって活動できるための人材育成に取り組みました。本年度も昨年度同様、地域課題を『我が事』として考えられるよう意識づくりに努めるとともに、人材育成活動を推進してまいります。」

また、こうした地域力強化の動きとあわせて、「困りごとを受け止める場」の設置も急務とされています。これは、高齢者福祉の分野に限らず児童・障がい・家庭・生活困窮などすべての分野にまたがる『総合的な相談窓口』を設け、総合的な相談支援体制づくりを目指すものです。本会には、自分で課題解決を図ることが難しい方や、自分で自分の『けんり』を守ることが難しい方など、困りごとを抱える方の相談が後を絶ちません。このように、困りごとを抱える方の相談を受け止める場として本会も機能を果たせるよう、今後も権利擁護事業の推進やアウトリーチ活動を行い、関係機関や住民活動へのコーディネート機能を担いつつ、ソーシャルワーク機能の強化を目指してまいります。

最後に、このような地域福祉推進活動は本会だけで成しえることではありません。今後も町や関係機関との連携をとり、諸団体や民生児童委員をはじめ、ボランティア・地域住民の力を得ながら、『みんなが自分らしく安心して笑顔で暮らせる地域づくり』を理念に活動いたします。

(5) **福祉サービス利用に伴う苦情の受付（福祉サービス第三者委員の設置）**
社会福祉協議会のサービス全般に対する苦情解決に、社会性・客観性を確保するとともに、利用者が気軽に相談いただけるよう、第三者組織を設置し、より透明度の高い事業所体制に取り組みます。

(6) **施設の運営**

- ①老人福祉センター（指定管理基本協定 2018年～2020年度）
- ②在宅介護支援センター（〃）
- ③地域活動支援センター（〃 ※巻末資料参照）
- ④地域密着福祉拠点「ぼだい桜の杜」の運営

地域密着型老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護）を施設の中核とし、地域の集まりごとをはじめ、高齢者・障がい者・ボランティア及び子育て世帯の広範な人々が利用できる福祉拠点としての運営を行っています。

(7) **理事会・評議員会の開催**

- ①理事会 2019年 5月31日（金）
6月21日（金）予定
11月20日（水）予定
2020年 2月5日（水）予定
〃 3月18日（水）予定
- ②評議員会 2019年 6月21日（金）
2020年 3月27日（金）予定

[2] 介護保険サービスの実施

指定サービス事業者として、質の高い介護サービスの提供をするとともに、広く地域の福祉問題にも目を向け、地域住民と共に支えあえる地域づくりの構築に努めます。

① 居宅介護支援（ケアマネジャー）

高齢になられ生活や介護でお困りの方のご相談に応じ、より良い生活がおくれるようご支援いたします。介護保険サービスの利用が必要な方には、適切なサービス利用ができるようにケアプランの作成を行います。

② 訪問介護（ホームヘルパー）

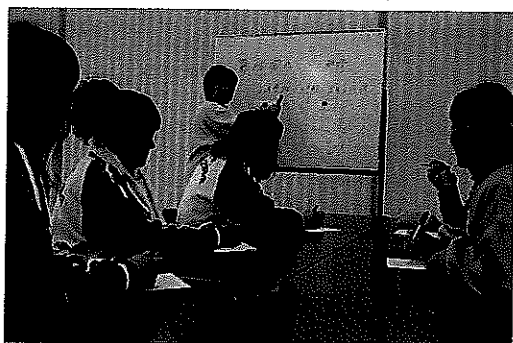
利用者の特性、生活状況を鑑み、計画に沿って生活支援を実施します。

③ 訪問入浴介護

ご自宅で快適に暮らせるよう、浴槽付き車両がご自宅まで伺い、お部屋で入浴できるサービスを実施します。

④ 通所介護

宅老所ぼだい桜の杜のデイサービスでは、家庭の中にいるような温もりを感じながら一日過ごせるようサービスを実施します。



訪問介護員の研修の様子



訪問入浴スタッフ



ケアマネジャースタッフ



ぼだい桜の杜とそのスタッフ

[3] 総合事業への取り組み

介護予防のさらなる取り組みと多様な生活支援体制が求められ、2018年度から実施された「生活支援体制整備事業」の一環として町の委託を受け活動していきます。地域（坂城町）の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、町包括支援センターとの連携を図りながら自治区等とともに地域づくりを進めていきます。

①介護予防・日常生活支援総合サービス事業

- ・介護予防訪問型サービス事業
- ・介護予防訪問型サービス A

②坂城町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

- ・地域に不足しているサービス及び支援の創出
- ・サービス及び支援の担い手の養成
- ・活動する場所の確保
- ・関係者間の情報共有
- ・地域ニーズとサービス提供主体の活動マッチング
- ・推進協議会への参加

[4] 障害福祉サービスの実施

障がいがあっても、住み慣れたご自宅、地域で暮らせるよう、ニーズに応じた生活の支援を実施します。

①相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

- ②訪問介護 障がいをお持ちの方の在宅における日常生活を支援します。
- ③重度訪問介護 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がいのある方への日常生活を支援します。
- ④訪問入浴介護 ご自宅で快適に暮らせるよう、浴槽付き車両がご自宅まで伺い、お部屋で入浴できるサービスを実施します。
- ⑤移動支援 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

[5] 福祉人材育成

福祉人材の育成と人材発掘を図り、更なる地域福祉の向上と増進を目指します。

- ①介護予防サポーター養成講座の開催
- ②介護予防サポーター等の活動コーディネート
- ③子育てサポーター等の活動コーディネート
- ④生活支援体制整備事業に係る地域住民の活動コーディネート

[6] 地域福祉事業の推進

地域福祉事業は、社会福祉協議会の行う事業の根幹を担う事業の一つです。多様化する生活課題に応じた福祉サービスを展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指して活動しています。

(1) 社協たすけあいサービスの実施（介護保険対象外サービス）

日常生活に支障をきたし、介護保険制度では対応できない場合の一助として、有資格者による介護サービスをきめ細かく提供いたします。

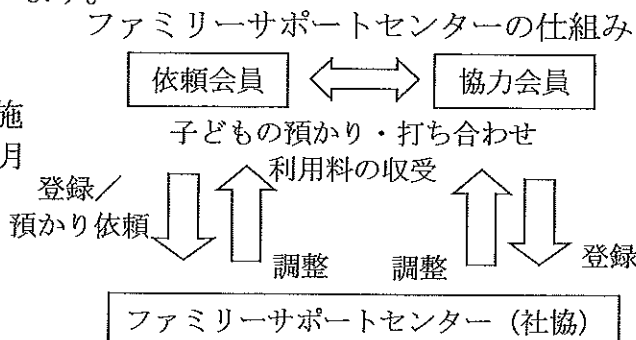
【サービス内容・料金】

- 身体介護 内容：入院時の準備・介助、お墓参り、買い物への付き添い、見守り介助(ご家族が不在の場合 認知症の高齢者の見守り)
料金：1時間まで 2,500円 30分毎追加 1,250円
- 生活援助 内容：買い物代行、入院中の洗濯、必要品の調達、庭の手入れ、掃除・部屋の模様替え、行事のための調理 など
料金：1時間まで 2,000円 30分毎追加 1,000円

(2) ファミリーサポートセンターの運営（お子さんのいるご家庭向け）

子育てと仕事の両立を図るため、また保護者の子育てによる心身の負担を和らげるため、「子どもを預かってほしい方」（依頼会員）と「子育てを手伝いたい方」（協力会員）の相互援助の仕組みをつくり、活動の調整や支援をはじめ、会員の資質向上のための研修を行っています。

- ①依頼会員からの活動依頼の調整
- ②病児・病後児（※）預かりの実施
- ③イベント・学校行事中の託児の実施
- ④協力会員の研修および定例会(1カ月に1回)の開催
- ⑤登録等に関するご相談（随時）
- ⑥保育園・幼稚園等への会員登録の呼びかけ



※風邪などの自宅で療養できる程度の病気にかかり、医療機関から第三者に預けてもよいとする許可を得た児童。

(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、登録受付、ボランティア育成

地域の福祉力を向上させるためには、住民一人ひとりのボランティア精神にのっとった行動が必要不可欠です。社会福祉協議会では、ボランティア人材育成として、ボランティア活動を始められるきっかけづくりとして、これまでも各種養成講座、ボランティア講座を開講し、その種まき活動を続けて参りました。本年度も同様にボランティア活動への興味をもつていただき、活動につながるよう講座を開講し、地域福祉の推進に努めます。

- ①ボランティアスクールの開講
- ②介護予防サポーター養成講座の開講
- ③こどものひろま in 夢の湯ボランティア養成講座の開講
- ④春ボラ・サマーチャレンジボランティア(中高大学生向け ボランティアあつ旋)
- ⑤傾聴ボランティア訪問に関する相談
- ⑥点字郵便物配送登録に関する相談
- ⑦年末おせちづくり
- ⑧ボランティア団体・NPO・個人ボランティアへの活動支援(※)、相談、登録、調整



介護予防サポーター養成講座の様子

※ボランティア活動保険(災害ボランティア保険)、ボランティア行事用保険の窓口事務を含む

(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防

高齢社会の今、一人暮らし高齢者世帯が増加傾向にあります。社会参加活動のひとつとして人とふれあう機会を提供するとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、生活や健康について、自宅訪問や相談支援等を行っています。

- ①一人暮らし高齢者温泉交流会(日帰り)
- ②家庭への訪問指導(ご自宅へ保健師・看護師が訪問し、疾病予防、介護予防、機能維持等について指導や相談を行っています。介護保険サービス利用者は対象外です。)
- ③あんしん電話事業の受託
- ④高齢者元気応援システム KIZUKI の受託

(5) いきがい広場(介護予防事業)の利用促進

町内にお住まいのおおむね65歳以上の方を対象に、健康体操や様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、手芸や季節の行事、お茶飲みなど、参加者同士で交流を楽しめるいきがい活動を実施しています。

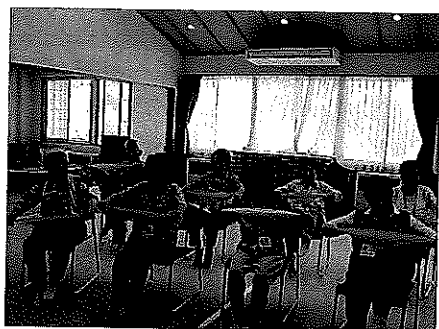
① いきがい広場

開催場所：ふれあいセンター(毎週金曜日)
老人福祉センター(毎週火・木曜日)
地域公民館(第1・3月曜日)

対象者：町内にお住まいのおおむね65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方

活動内容：介護予防運動指導、趣味活動、手芸、買い物、その他

利用料：700円(火・金曜日/昼食付1日)
300円(月・木曜日/半日)



いきがい広場（レク体操）



クリスマス会

(6) コミュニティカフェ“ほっこり”の開催

地域の居場所づくりの『環』として誰でも参加でき自由に過ごせるコミュニティカフェを開催しています。併せて、介護予防体操等イベントも行っています。

開催曜日：毎週水曜日 午前10時～12時

開催場所：老人福祉センター夢の湯ロビー

参加費：100円

その他：介護予防体操や季節にあわせたイベントも開催しています



コミュニティカフェの様子

(7) 在宅介護者への支援

ご自宅で家族の介護を行っている方を対象とした、介護に関する悩みや不安を軽減していただくための相談会を実施しています。併せて、心身のリフレッシュを図る日帰り旅行や茶話会等も企画しています。

【在宅介護者交流会】

- ・ふれあい相談会
- ・介護教室
- ・郊外研修
- ・男性介護者交流会
- ・認知症介護についての公開講座 など
- ・日帰り旅行
- ・福祉用具取扱い
- ・介護者のバックアップ



日帰り旅行の様子

(8) 生活資金にお困りの方へ

①生活福祉資金貸付（長野県社会福祉協議会事業）

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付（低利子又は無利子）と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を目的としています。本会はその窓口として相談に応じ、貸付元である長野県社会福祉協議会と相談者世帯の橋渡しを行っています。

②ささえあい資金貸付（本会単独事業）

ささえあい資金貸付事業は、一時的に切迫した経済状況により生活費が困窮している場合、または緊急を要すると認められた場合に貸付を行う本会独自の貸付制度です。

貸付限度額：1世帯3万円まで

償還期間：1年間

償還方法：月賦償還または一括償還

(9) まいさぼ出張窓口相談所の設置

生活困窮者自立支援法施行に伴う長野生活就労支援センター「まいさぼ信州長野」は、「生活に困っている」「仕事をしたくても見つからない」など、生活の困りごとについての相談を受け、各関係機関とご本人とで問題を解決していく自立相談支援機関です。本会はその出張窓口としてご相談をお受けし、関係機関と連携をとりながらご本人の暮らしのサポートを行います。

(10) 生活にお困りの方へ フードバンク事業

生活資金がなく食糧を買えない方のために、数日分の食糧を世帯員数に応じてお渡しできるように、町民の皆さんに食糧提供の協力を得ながら行っています。ご家庭で余っている保存性の高い食品の募集や、お米や野菜などの提供登録を行うなど、緊急時に役立てられるよう実施します。

【食糧例】 缶詰、瓶詰、インスタント食品、ペットボトル飲料、調味料 他

(11) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

本事業は、生活困窮世帯で引きこもりや不登校により学習の機会が断たれている傾向にある児童に対し個別に家庭訪問したり、学習支援に限らず野外活動や社会参加に向けた活動など行ったりすることで、子どもの自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に実施しています。また本事業は長野県から受託して実施するもので、まいさぼによる自立相談支援をはじめ、関係機関や地域住民等と連携を図り、かつ県と情報共有を図りながら、坂城町における支援体制の構築に努めます。

(12) 子ども食堂「こどものひろま in 夢の湯」の開催

この事業は、子どもがこの地域で健やかに安心して暮らせることを目指し、保護者をはじめ地域のボランティアと一緒に食事を重ね、子どもの居場所づくりの一つとして開催するものです。定期開催することと併せ、食堂を支援するボランティアの募集と、参加者層を広げるための広報の推進も図ります。

開催頻度：2ヶ月に1回

会場：老人福祉センター夢の湯

参加対象：①子ども（高校生ぐらいまでの子）

② ①の保護者

参加費：①の方 100円

②の方 300円

活動内容：・食事

・季節に応じたイベントや遊び

・宿題のできる会場の設置

主な支援者：ファミリーサポートセンター協力会員、

主任児童委員、他ボランティア



みんなで「いただきま〜す！」

(13) 長野県あんしん創造ねっと(長野県内社協公益事業)への参画

各市町村社協が連携し、様々な生活課題、福祉課題を抱える方々の総合相談・生活支援機能を高めるため、就労・アパート等入居における保証人支援や食糧支援など安心して暮らせる支援を実施するもので、本年度も参画します。

- ① 就労における身元保証、アパート等入居における保証
- ② 広域的な食糧支援の協力
- ③ 障がいのある方の手帳取得のための支援
- ④ 自宅を片付けられなくなってしまった方への孤立対策
- ⑤ 生活に困窮する方への買い物同行
- ⑥ ミルク等支援 など

(14) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ

高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用をはじめ、金銭管理などに関わる相談や支援をする事業です。

①日常生活自立支援事業(長野県社会福祉協議会事業)

対象者 : 認知症、知的障害、精神障害のある方

支援内容: 福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳等の書類預かり

②日常的な金銭管理サービス事業(払戻、預入等代行): 本会単独事業

対象者 : 坂城町にお住まいの、おおむね 65 歳以上の方または 20 歳以上の身体障害のある方

支援内容: 預貯金の払い戻しの代行、公共料金等の支払いの代行 など

※①、②ともに、本人が契約内容を理解できることが条件

※①、②において本人との契約が困難な場合は、成年後見制度等の利用について相談・情報提供を行います。

(15) 成年後見支援センターの設置

判断能力に欠けた認知症や障がいのある方のため、その人の暮らしをサポートしたり契約行為等を代理で行ったりする「成年後見制度」の相談窓口として、「成年後見支援センター」を町から受託して行います。成年後見制度の利用に関する相談や利用支援活動、成年後見制度の PR など、町民の皆さんに少しでも制度を知っていただくための活動から進めています。

【センターの活動】

- ①成年後見制度、任意後見制度利用に関する相談
- ②成年後見制度の利用支援
- ③成年後見制度、任意後見制度に関する PR など

(16) 心配ごと・法律相談所の開設

毎月 2 回、役場を会場として、心配ごと・法律相談を実施しています。法律にかかわるご相談は弁護士または司法書士に、誰かに悩みを打ち明けたいなどのご相談は、心配ごと相談員にご相談いただけるよう計画しています。

①心配ごと・法律相談所開設

会 場：役場 3 階

日 時：毎月 10 日と 20 日（土日・祝祭日と重なる日はその前後の平日）
9：30～12：00（相談時間は 1 枠 30 分間）

心配ごと相談員：15 名（民生児童委員、保護司、人権擁護委員、
行政相談員、女性専門相談員）

法律相談員： ・長野県弁護士会上田在住会
・長野県司法書士会上田支部

※詳細のチラシを全戸配布予定（4 月）

※法律相談を希望される場合は、事前に社協へ電話予約をしていただく必要があります。

②心配ごと相談員反省会（2020 年 3 月実施予定）

県社協主催相談員研修会への参加

(17) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所

結婚に向けて活動する方のために、良きご縁への一助となるよう結婚相談事業を行っています。人生経験豊かな結婚専門相談コーディネーター（結婚相談員）を委嘱し、一人ひとりにあわせたサポートをしています。併せて、出逢いのきっかけづくりとして婚活パーティーを開催します。

①ヤングヒューマンネットワーク事業

○結婚相談日の開設 時間： 9：00～12：00

結婚に関する相談、お見合いの 相談、新規ご登録受付 場所：老人福祉センター夢の湯	4 月 6 日（土）	8 月 3 日（土）	12 月 7 日（土）
	5 月 11 日（土）	9 月 7 日（土）	2020 年 1 月 11 日（土）
	6 月 1 日（土）	10 月 5 日（土）	2 月 1 日（土）
	7 月 6 日（土）	11 月 2 日（土）	3 月 7 日（土）

- 独身男女の結婚相談、支援（登録制）
- 相談員研修会の開催
- 結婚相談情報交換会（年 2 回）
- ながの結婚マッチングシステムへの加入

(坂城町・千曲市 合同) ・恋するビアガーデン in 酒造蔵 (9 月予定)
・クリスマスパーティー (12 月 14 日)
・登録者向け魅力アップ講座・交流会等の企画



「恋するビアガーデン in 酒造蔵」の様子

(18) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤活動資金のお願い

社会福祉協議会の地域福祉事業の多くは、町民皆様からご協力いただく赤い羽根共同募金によって成り立っています。募金の趣旨をご理解いただいたうえでご協力をいただけるよう、準備をすすめてまいります。

また、日本赤十字社の活動資金のご協力もお願いしています。国内における災害救援、医療活動、国際的な人道支援活動に使われます。

- ①日赤活動資金募集 : 5月1日～5月31日
- ②赤い羽根共同募金運動 : 10月1日～12月31日
 - ・戸別、職域、各種団体からの募金
 - ・街頭募金の実施(町内小学校の協力等)



町民運動会での募金活動の様子

※老人福祉センター夢の湯に設置している自動販売機の売上の一部は、赤い羽根共同募金として寄付されます。

(19) ボランティア等活動への助成

町内で活動するボランティアグループ、福祉団体、学校が、地域に根ざした活動を継続的に行えるよう支援することを目的に、その事業に対する助成を行っています。助成金の原資は赤い羽根共同募金です。

・対象団体等

- ①ボランティアグループへの助成
- ②福祉団体への福祉活動助成(NPO法人を除く)
- ③福祉協力校への助成(小中高5校)

(20) 共同募金運営委員会、審査委員会の開催

町民の皆様からいただいた赤い羽根共同募金をより公平に配分するため、共同募金運営委員会、審査委員会を開催し、その委員会のもとでボランティアグループ等への配分助成金について審議します。透明性をより高め、そしてより身近な募金運動として活動できるよう努めます。

(21) 福祉団体の事務

社会福祉協議会は、様々な福祉団体の窓口業務(問い合わせ、郵便物仕分け、通知発送、連絡調整などの基本的な業務)を担っています。また社協と団体との共同で実施する事業もあることから、連携を図りながら進めています。

- ①坂城町老人クラブ連合会
- ②坂城町身体障害者福祉協会
- ③坂城町手をつなぐ親の会
- ④坂城町遺族会
- ⑤坂城町赤十字奉仕団

(22) 地域支援グループ活動支援

地域支援グループは、高齢者や子ども、障害の有無に関係なく、誰もが地域の一員として参加できる任意の団体です。地区の中には様々な団体や活動があると思われませんが、参加したくてもできない方、家に閉じこもりがちな方など社会参加が難しい方に対しても、参加を促し、地域住民同士のつながりや支え合いを推進するグループ活動です。

内容は月に1回程度、数百円の会費を持ち寄り、お茶のみや手芸、健康体操、子どもとのふれあいなどを計画して、公民館などみんなが集まれる場所で実施されています。社会福祉協議会は、この活動に対する支援や立ち上げのお手伝い等をさせていただいています。

- ①立ち上げ支援（立ち上げ費用助成、消耗品等）
- ②遊具等貸し出し
- ③グループリーダー研修会（年に1回）
- ④送迎保険金の補助
- ⑤講師派遣の調整
- ⑥グループ活動向け支援研修会（複数回）
- ⑦介護予防体操の指導・レクリエーション活動及び支援



鼠団地「あけぼの」立ち上げ会の様子

(23) 福祉教育推進事業（学校・地域向け）

福祉教育推進事業は主に小中高校児童生徒を対象にしたもので、福祉用具や地域資源を利用して、高齢者や障がいのある方の気持ちを体験する擬似体験や、団体・地域に住む方との交流を通じて、自分と他人の心を見つめなおす過程を踏み、福祉の心を育てるための、学校と共同で行うプログラムです。2019年度も学校、地域と連携を図りながら推進します。

- ①福祉器具体験のための物品等貸し出し（アイマスク、車イスなど）
- ②講師の派遣、調整、相談、器具取り扱い説明、福祉教育講義活動
- ③福祉教育活動プログラム作成・相談

(24) 災害時住民支えあいマップ作成支援

災害時住民支えあいマップとは、「災害弱者（障害のある方や高齢者、妊婦、子ども、外国人等情報の入手や自力での避難が困難な方）」と呼ばれる方の避難活動や安否確認を、地図を使って迅速に行えるよう、地域住民の皆さんが中心となって作成するものです。社協ではこのマップを作成するにあたっての支援として、マップに関する情報提供や、作成から更新に至るフローチャートを提供するなど、作成する皆さんの一助となるよう活動しています。

- ①支えあいマップ説明会の実施
- ②作成に係る相談の実施 など

(25) 障害者希望の旅の実施

障がいがあり外出が困難で家族だけではなかなか旅行に出かけられない方のため、また、各団体における会員相互の親睦や連絡調整等の福祉の増進を図ることを目的に、各種福祉団体と共同で日帰りバス旅行を実施しています。

- ①障害者希望の旅 (坂城町身体障害者福祉協会と実施)
- ②ふれあいバスハイク (坂城町手をつなぐ親の会と実施)

(26) 外出支援サービス (通院等外出の支援)

自宅等から医療福祉機関への送迎を目的とした、運転手つきの有償移送サービスです。車の乗り降りも運転手がお手伝いします。ご利用には登録が必要です。

- 対象者：①介護保険の「要支援・要介護者」の方で、かつ寝たきりまたは車いす利用の方
- ②身体障害者手帳をお持ちの方で、かつ寝たきりまたは車いす利用の方
 - ③その他下肢不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により孤立した歩行が困難な方で、①・②に該当しない方

移送範囲：町内、旧上田市、千曲市、
長野市南部の一部

※行き先によって利用料金が異なります。



車いすに乗ったまま乗車できます

(27) ひとり親家庭、準要保護家庭、被災者等への援護事業

ひとり親家庭や準要保護家庭へ激励金やお祝いをお渡しするほか、火災等で被災された世帯への援護事業を行っています。

- ①歳末激励金の交付 (年末期：準要保護家庭へ)
- ②中学校卒業児童への図書カード配布 (年度末：ひとり親家庭へ)
- ③火災見舞い
- ④日赤奉仕団炊き出し援護 (広域的災害)
- ⑤災害時における相互支援 (県内における県内社協災害時相互応援協定による)

(28) 福祉機器貸し出し

一時的に身体の不自由が生じたとき、または介護保険の利用申請をしてから介護認定を受けるまでの間などに利用できるよう、様々な福祉用具を無料で貸し出しを行っています。

- ①車いす
- ②歩行器
- ③ポータブルトイレ
- ④介護用ベッド (手動リクライニング)
- ⑤簡易式スロープ

※貸出期間は最長1カ月です

※ベッドの貸し出しの時のみ、マットレスのクリーニング代として3,000円をいただきます

(29) 車いすリフト車貸し出し（軽自動車）

本会では、車いすに乗ったまま病院等へ外出ができる軽乗用型リフト車（2台）の貸し出しをしています。ご家族等による運転でお出かけいただけます。近年リフト車の貸し出し件数が増加していることから、2台の軽乗用型リフト車を配備しています。



車いすに乗ったまま乗降できます

(30) 地域交流事業の実施

第30回を迎えた福祉ふれあいのつどいの後継として、実行委員会で行った「福祉ふれあいのつどいあり方検討会」を通じ、地域交流事業を進めています。

この事業は地域住民や福祉団体、関係機関が、地域共生社会の実現に向け相互に「交流」できるよう、「楽しく・継続性があり・必要性がある」ことを念頭に企画するものです。今年度は平時からのつながりづくりの大切さを啓発するため、災害時の避難所体験や災害ボランティア活動の講話等を中心に計画しています。

また、こうした防災に係る企画に限らず、地域課題を共有したり幅広い世代が活動に参加できる内容だったり、安心して暮らせる地域づくりを地域住民で考えられる取り組みも進めて参ります。

(31) その他

- ①福祉バス運行管理
- ②町指定ごみ袋販売（地域活動支援センター・社会福祉協議会窓口）
- ③その他本会の目的に沿った活動

6 お問い合わせ

坂城町社会福祉協議会へのお問い合わせは次のとおりです。

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会 代表

電話	82-2551
FAX	82-8005
Email	ssakaki@janis.or.jp
HP	http://www.ssakaki.com/

在宅介護支援センター
(ケアステーションさかき)

電話	82-0333
----	---------

介護保険事業所
・ 居宅介護支援事業所
・ 訪問介護事業所
・ 訪問入浴介護事業所
・ ぼだい桜の杜

電話	82-2551
----	---------

電話/FAX	82-1992
--------	---------

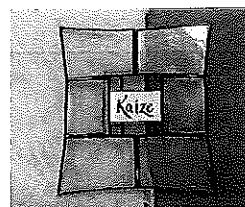
地域活動支援センター

電話/FAX	82-4000
--------	---------

老人福祉センター夢の湯

電話	82-2551
----	---------

坂城町地域活動支援センター

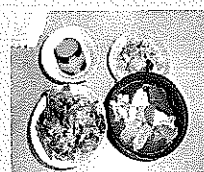


在宅で心身に障がいをお持ちの方々が、生産活動や生活訓練などを通じて、規則的な生活リズムを身につけ、またお互いの親睦を図りながら生きがいのある生活が送れるよう支援する通所の施設です。

生活訓練

- *当番活動（洗濯・掃除・味噌汁作り）
- *料理教室・買い物ツアーなど

- ・交代で当番を担当して、昼食時に味噌汁を作っています。
- ・時々、季節の料理や皆さんからリクエストのあったメニューでの昼食作りや、おやつ作りも楽しんでいます。



事業内容

生産活動

- *自主製品作り（織物・縫製・手芸品など）
- *企業下請け作業
 - ・工程を分けてそれぞれができることを皆で協力して取り組んでいます。
 - ・製品は丁寧に作ることを心がけています。

織物作業



段ボール組仕切り



作業を行うかどうかは、それぞれの体調等によって判断をしてもらいます。
時には楽しく会話をしながら、時には真剣に…。作業をしないでゆっくり過ごすこともできます。



【自主製品】

文化活動（行事）

お花見



初詣



野外研修

- ・野外研修
- ・新年会
- ・お花見
- ・クリスマス&忘年会
- ・音楽教室
- ・創作活動
- ・外食
- ・軽スポーツ
- ・レクリエーションなど

長野県埴科郡坂城町大字中之条2231-1
TEL&FAX：0268（82）4000